

小田原市地域福祉計画(案)

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉推進の背景と必要性	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	7
1 位置	7
2 地形・気候	7
3 人口・世帯	8
4 高齢者・障がい者	9
5 子育て	11
6 健康	12
7 安全・安心	14
8 地域における福祉課題	15
第3章 地域福祉計画の基本方針.....	17
1 基本理念	17
2 基本目標	17
3 基本方針	18
(1) 総合的な相談支援体制の整備	
(2) 地域支え合い体制づくりの推進	
(3) 地域の生活基盤の整備	
4 計画の体系	20
第4章 重点的に取り組む施策.....	21
1 地域福祉を支える団体などのネットワークづくり...	21
2 地域福祉活動の拠点づくり	22
3 地域福祉の担い手づくり	23
4 災害時要援護者対策の仕組みづくり	24

第5章 地域福祉計画の取り組み内容.....	25
1 総合的な相談支援体制の整備	25
2 地域支え合い体制づくりの推進	31
3 地域の生活基盤の整備	37
第6章 計画の推進体制.....	43
1 地域における推進体制	43
2 市民、ボランティア、NPO、事業者などの役割...	43
3 行政の役割	44
4 社会福祉協議会との連携	44
5 県との連携	44
資料編.....	45
1 計画策定の経緯	45
2 ケアタウン構想推進会議委員名簿	46
3 ケアタウン構想推進会議設置要綱	47
4 用語説明	48

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成12(2000)年に社会福祉法が制定され、地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられました。そして、同法第107条(平成15(2003)年4月1日施行)の規定により、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画として地域福祉計画が位置づけられました。

福祉に関する計画は、一般的には「高齢者」「障がい者」「児童」などの対象ごとに策定されますが、地域福祉計画は「地域」という視点で福祉に共通する課題を整理し、市民とともに、地域において支援を要するさまざまな人の生活を支えていくための計画です。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉推進の背景と必要性

急速な少子高齢化の進行や核家族化、住民相互の社会的つながりの希薄化など地域社会が変容し、さらには近年の深刻な経済不況などから、市民生活をめぐる複雑で多様な問題が起こっており、生活不安やさまざまな困難を抱えた人たちが増えています。そして、ホームレス、児童虐待、高齢者の孤独死、児童・生徒の不登校などに代表される社会問題も顕在化してきています。

本市においても、平成 19（2007）年度に 65 歳以上の高齢者の人口が総人口の 21%に達し、いわゆる超高齢社会となりました。そして、介護保険制度における要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増えてきています。

また、平成 20（2008）年 9 月に発生したリーマン・ショックとよばれる世界的な金融危機や、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などの影響により、本市の経済情勢も大変厳しさを増しています。

こうした社会不安が膨らむなか、自殺やドメスティック・バイオレンス（配偶者などからの暴力）、ひきこもりなどの社会問題が深刻化してきているだけでなく、高齢者を狙った詐欺事件やひったくりなどの犯罪が増えてきています。

一方、自治会や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなど、これまでの地域の諸団体による地域福祉活動に加え、新たな民間ボランティアやNPOなどの活動が生まれ、社会福祉を通じたコミュニティ形成や地域活性化の可能性が出てきています。

とりわけ、東日本大震災の発生後、全国的に家族の絆・地域の絆が見直されるようになり、地域に根ざした支え合い・助け合いの重要性が認識されつつあります。

このような背景を受け、地域の多様な生活課題に対する市民の自発的で積極的な取り組みと行政、関係機関、社会福祉関係団体、事業者などの役割が発揮され、さらにはパートナーシップに基づく相互連携により、地域全体で支え合う仕組みとして地域社会を基盤とした福祉を推進していく必要があります。

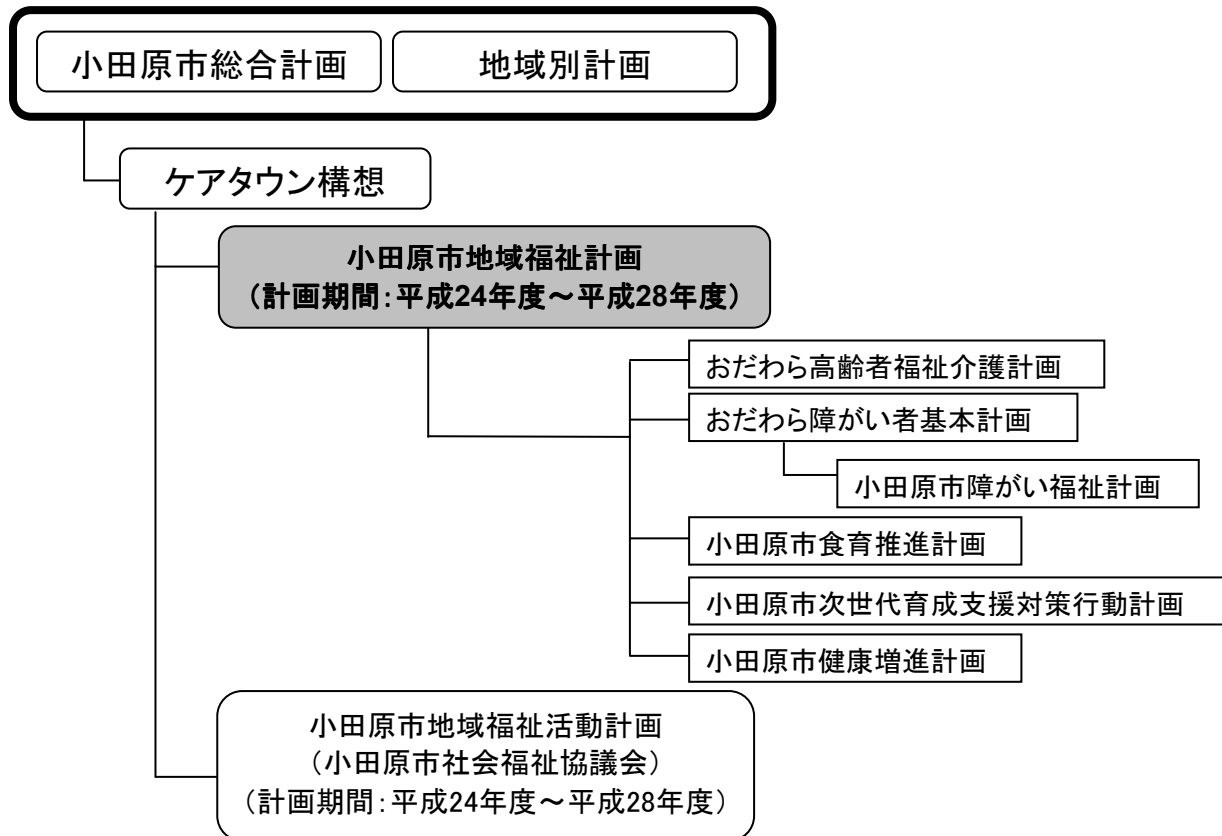
3 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を総合的に推進するため、社会福祉法第 107 条の規定で定められている事項及びその他地域福祉の推進に関する事項など、地域福祉を推進するための基本的理念及び方針について定めるものです。

また、本計画は、第 5 次小田原市総合計画「おだわら T R Y プラン」を上位計画とし、あわせて、自治会連合会の区域を単位として市内 25 の地域において策定した地域別計画にも即しつつ、おだわら高齢者福祉介護計画、おだわら障がい者基本計画、小田原市食育推進計画、小田原市次世代育成支援対策行動計画、小田原市健康増進計画（平成 24 年度策定予定）などの個別・分野別計

画についての地域福祉を推進するうえでの共通する理念や方針を明らかにし、その推進方向と具体的推進施策などを定めるものであり、総合計画と個別・分野別計画の中間に位置づけられる計画です。

そして本計画は、本市が推進しているケアタウン構想を、小田原市社会福祉協議会が策定する小田原市地域福祉活動計画と一体となって具現化していくことも重要な役割となっています。



4 計画の期間

本計画は、平成 24 (2012) 年度から平成 28 (2016) 年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	計画期間	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小田原市地域福祉計画	H24～H28							
第5期おだわら高齢者福祉介護計画	H24～H26							
おだわら障がい者基本計画	H23～H28							
小田原市食育推進計画	H23～H28							
小田原市次世代育成支援対策行動計画 (後期計画)	H22～H26							
小田原市健康増進計画	H25～未定							
小田原市地域福祉活動計画	H24～H28							
第5次小田原市総合計画 「おだわらTRYプラン」	H23～H34							

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 位置

本市は、神奈川県西部に位置し、東西 17.5km、南北 16.9km で、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町とそれぞれ境を接しています。面積は 114.06k m²で、神奈川県の面積の 4.7%を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで4番目の広さを有しています。

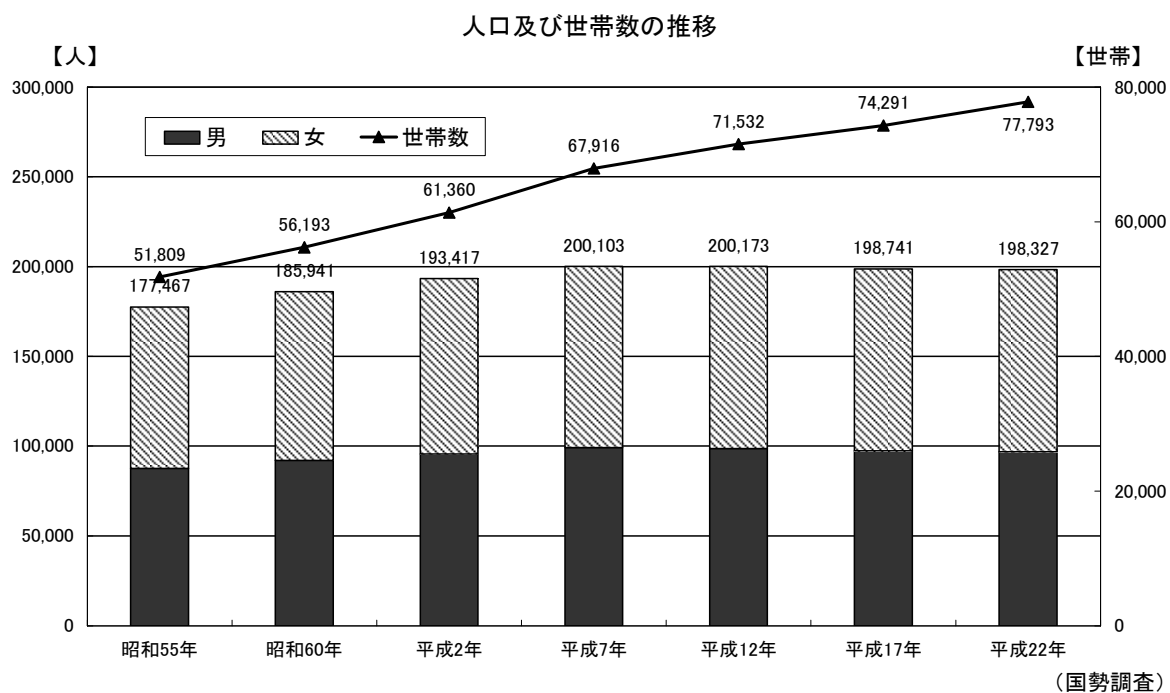
2 地形・気候

市域の南西部が箱根連山につながる山地であり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯になっています。市の中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部は相模湾に面しています。この風光明媚な自然環境と夏は涼しく冬は暖かいという気候により、明治から昭和初期にかけて、保養地（避暑地・避寒地）として多くの著名人に愛されてきました。黒潮の影響を受けた温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、梅やみかんをはじめとした多くの農産物の成長を支えています。

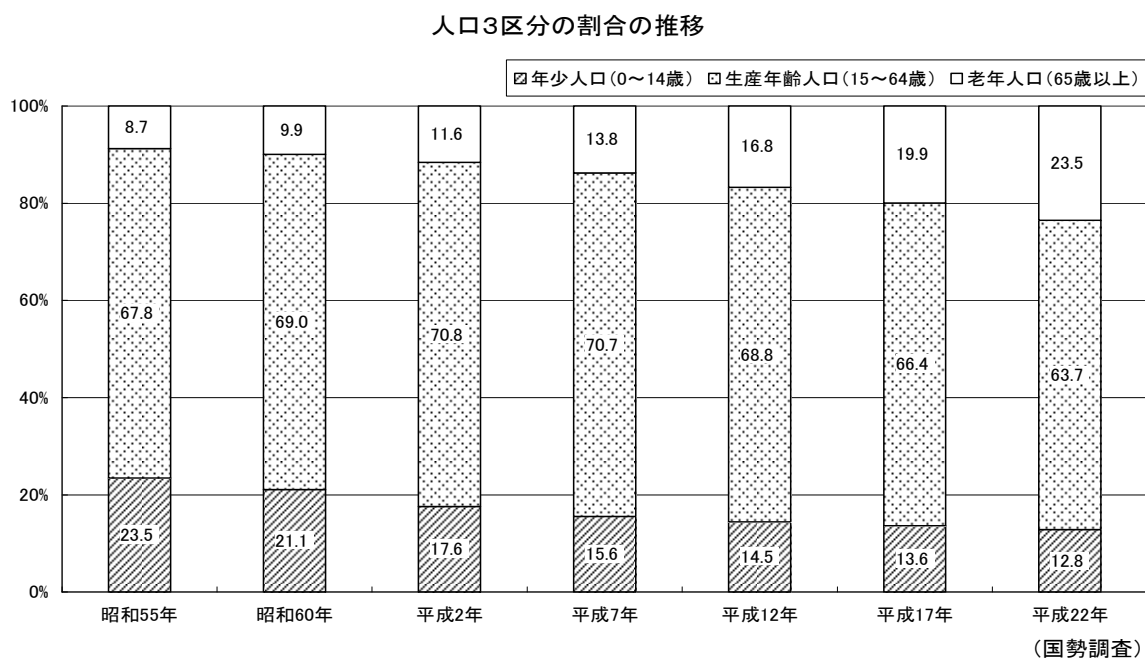
3 人口・世帯

本市は、昭和30（1955）年の国勢調査で約11万人だった人口が年々増加し続け、ピーク時の平成11（1999）年の人口は200,587人まで達しました。その後は緩やかな減少傾向に転じ、今後もこの傾向は続くものと推測されます。

また、人口が減少する一方で世帯数は増加しており、平成22（2010）年の国勢調査では、一世帯当たりの人数が約2.5人となっています。

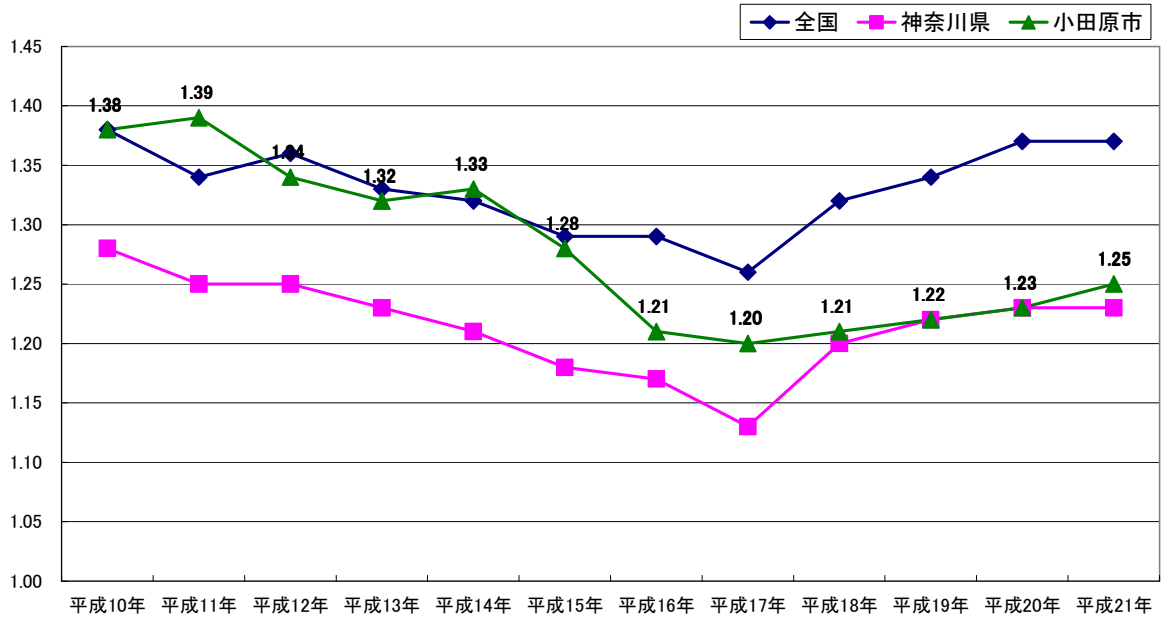


本市の人口構成を国勢調査の数値をもとに見てみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が急速に増加しています。



1人の女性が生涯に産むであろう子どもの数を表す合計特殊出生率は、近年微増傾向にありますが、全国の数値と比較すると低い水準にあります。

合計特殊出生率の推移

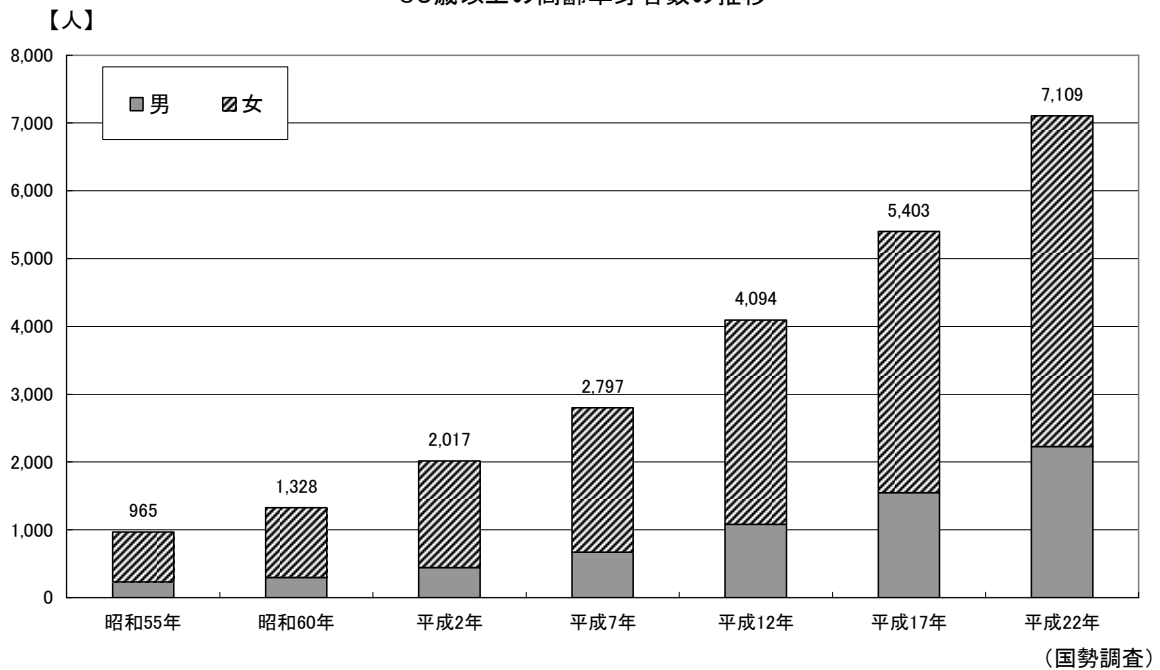


(神奈川県衛生統計年報)

4 高齢者・障がい者

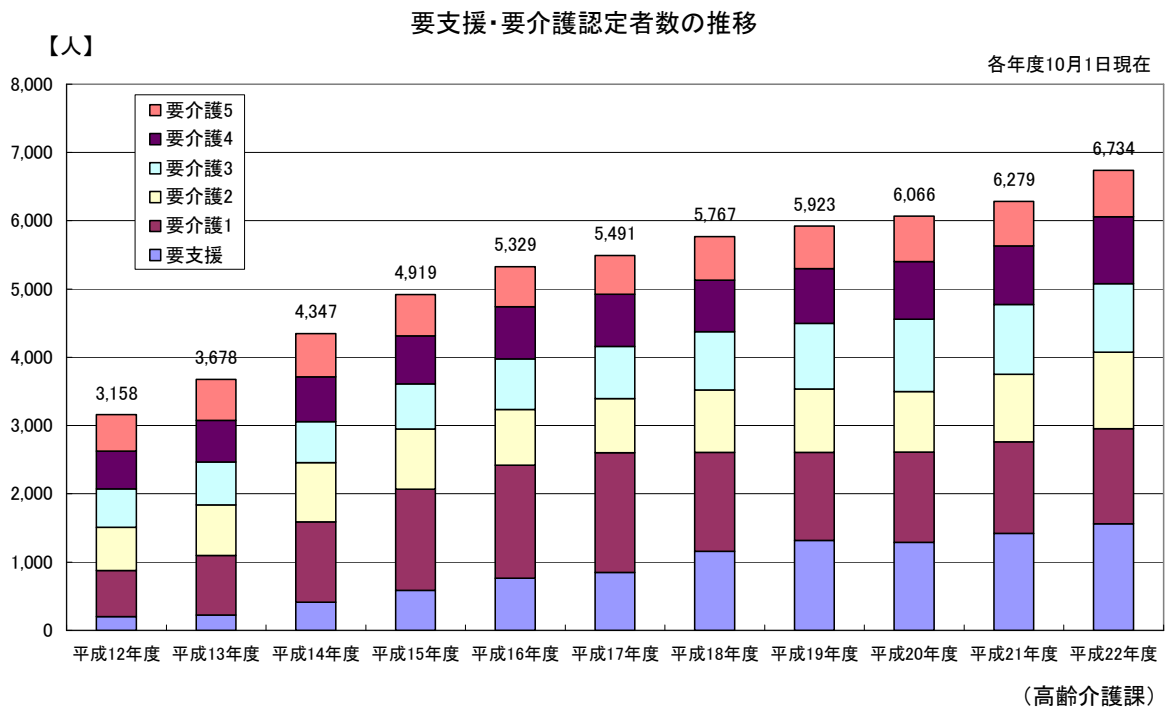
ひとりで暮らす高齢者の数は急激に増加しており、特に女性の高齢者にこの傾向が目立っています。

65歳以上の高齢単身者数の推移

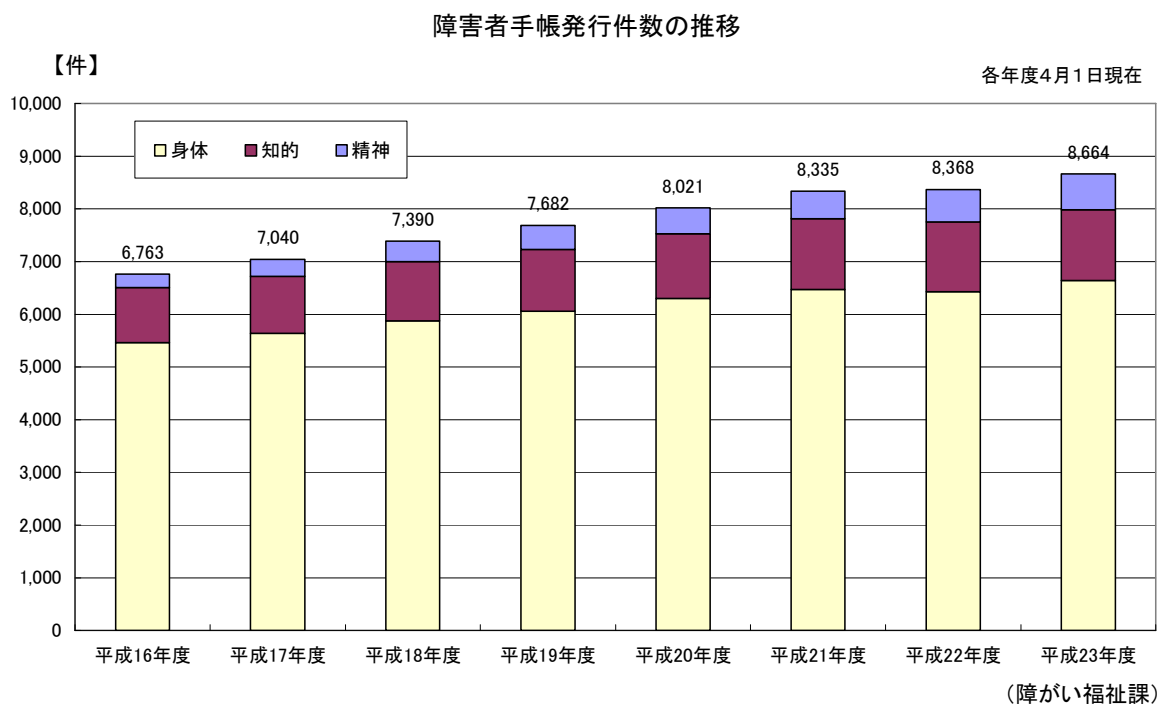


(国勢調査)

支援や介護が必要な高齢者の数は年々増加しており、今後も高齢者数が増加することから、この傾向は続くものと推測されます。

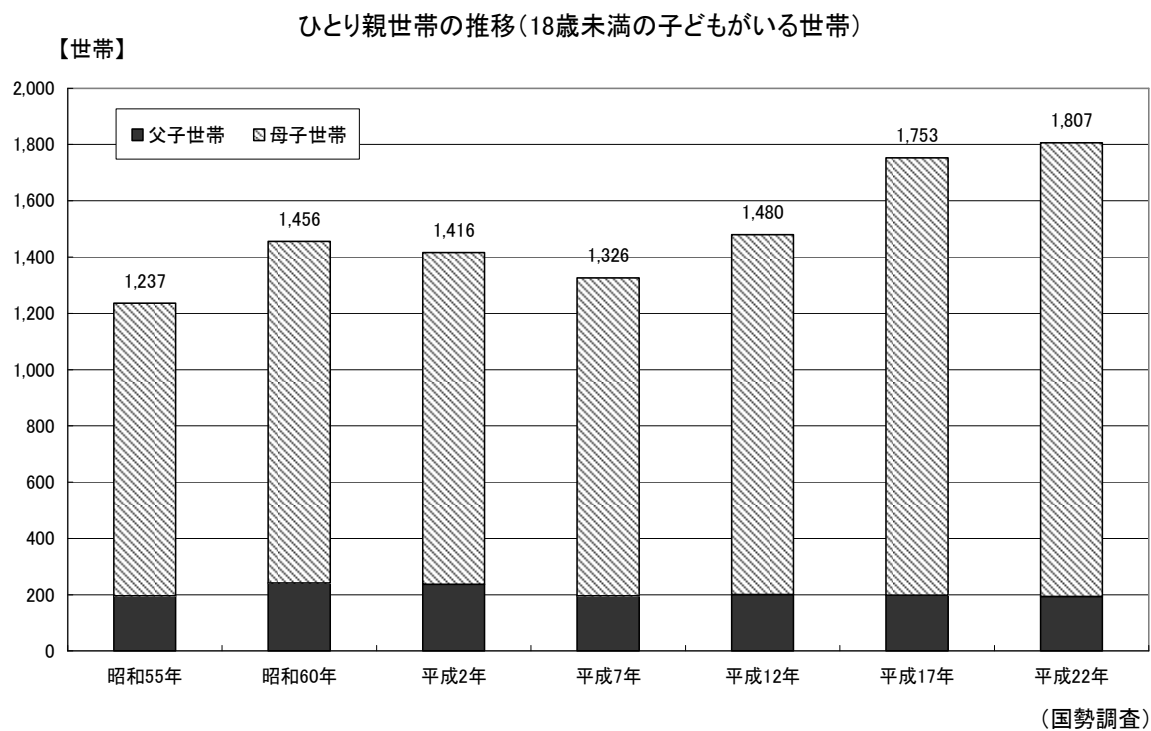


本市の窓口において障害者手帳を発行する件数は年々増加しており、身体障がいの割合は全体の約 75% を占めています。



5 子育て

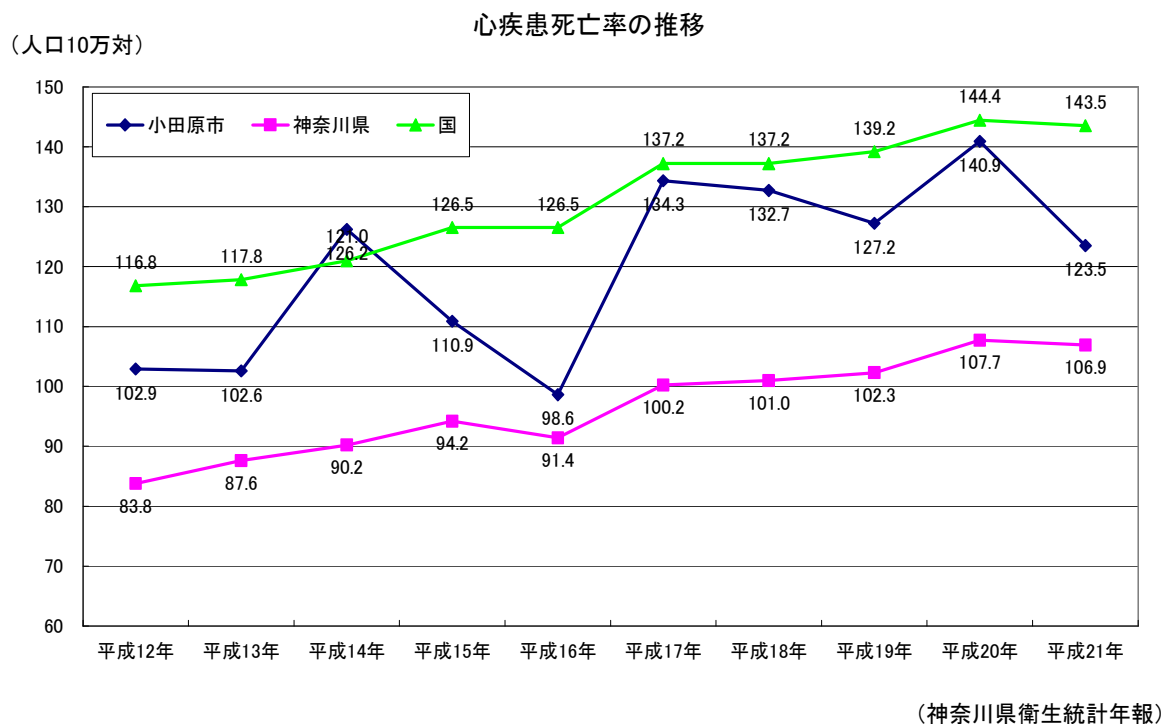
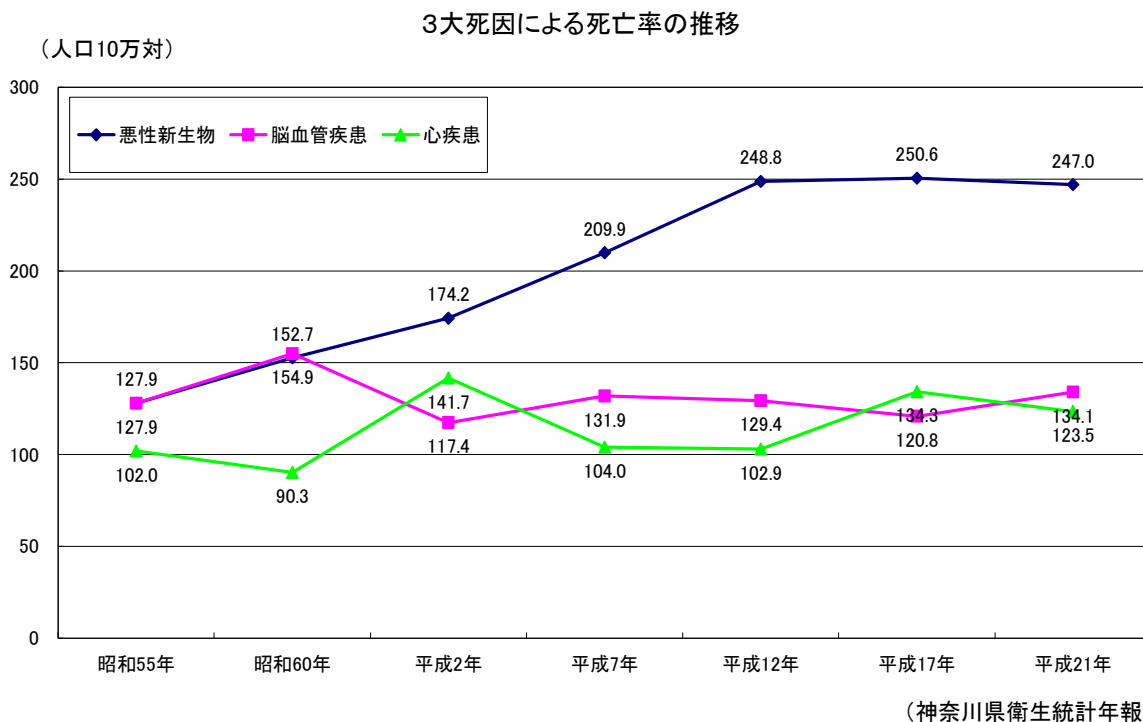
母親または父親の片方いずれかと、その18歳未満の子どもとからなる家庭の数は増加しており、母子世帯は全体の約90%を占めています。



6 健康

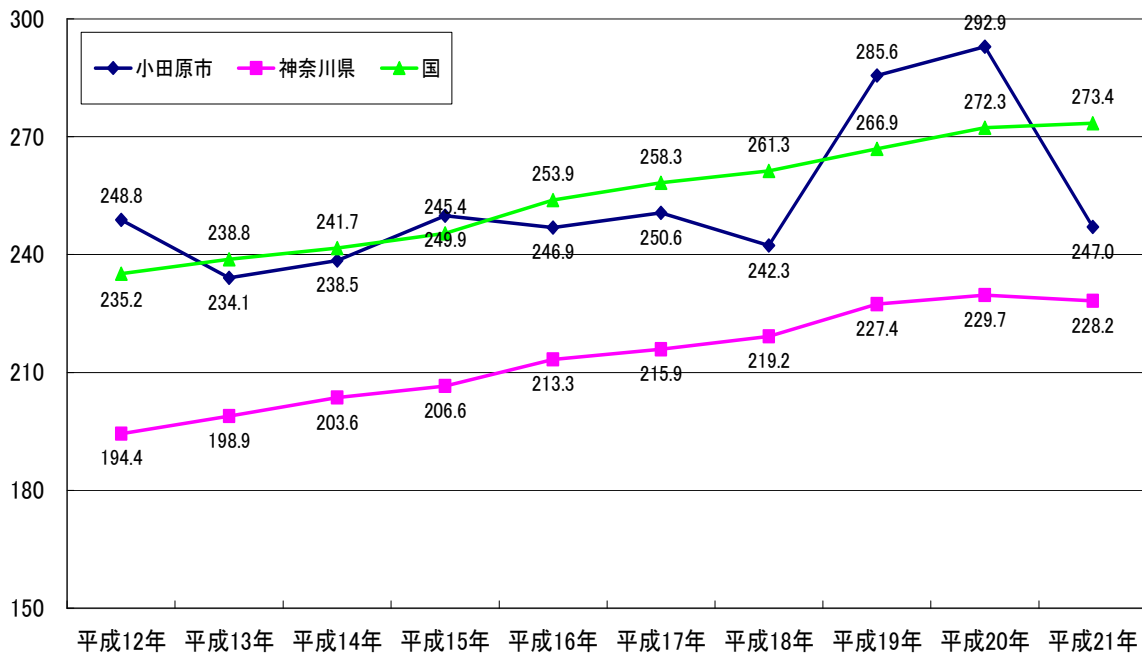
現在、日本人の3大死因として挙げられているのは、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患の3つです。これらの疾患は、毎日の食事や睡眠、運動不足などの生活習慣が原因となって起こります。

本市は、脳血管疾患による死亡率が神奈川県や全国と比較しても高い数値になっています。



(人口10万対)

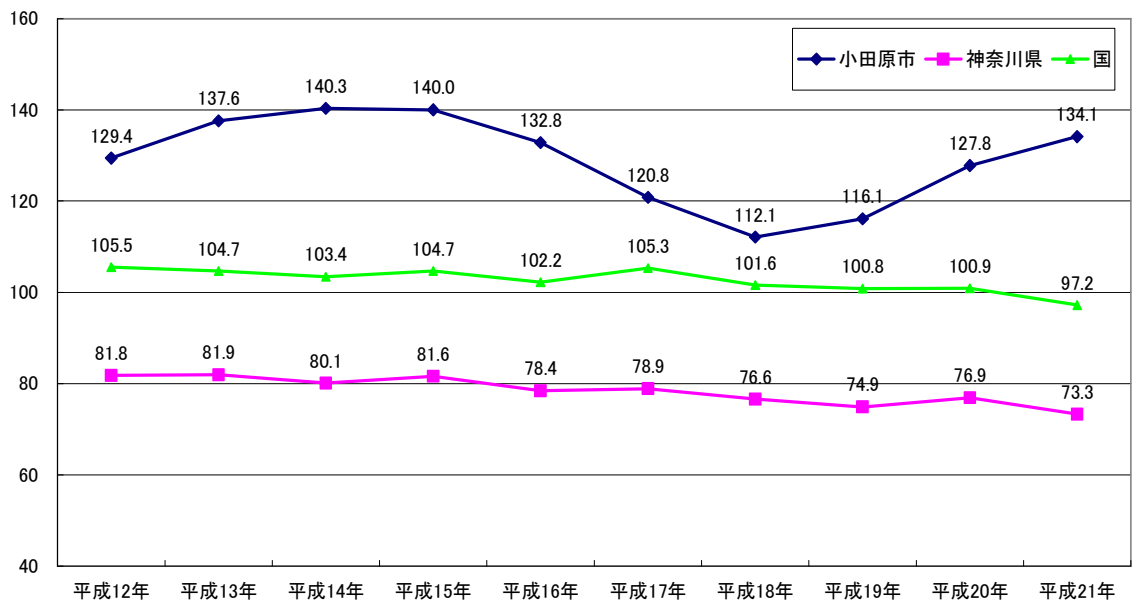
悪性新生物死亡率の推移



(神奈川県衛生統計年報)

(人口10万対)

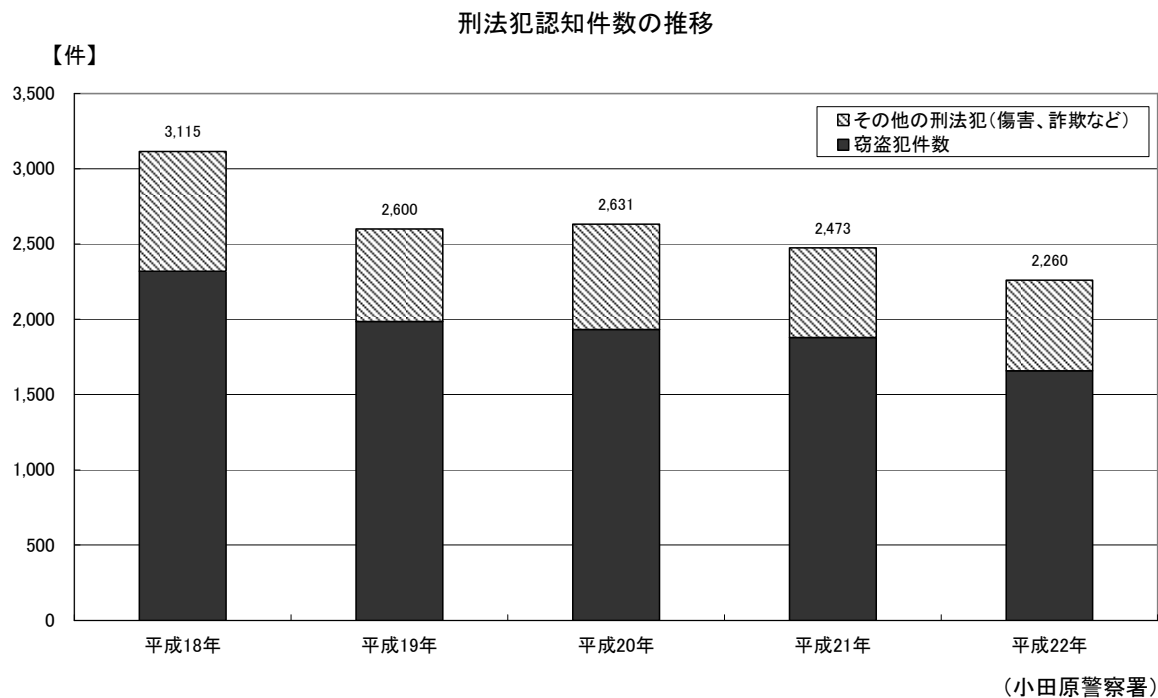
脳血管疾患死亡率の推移



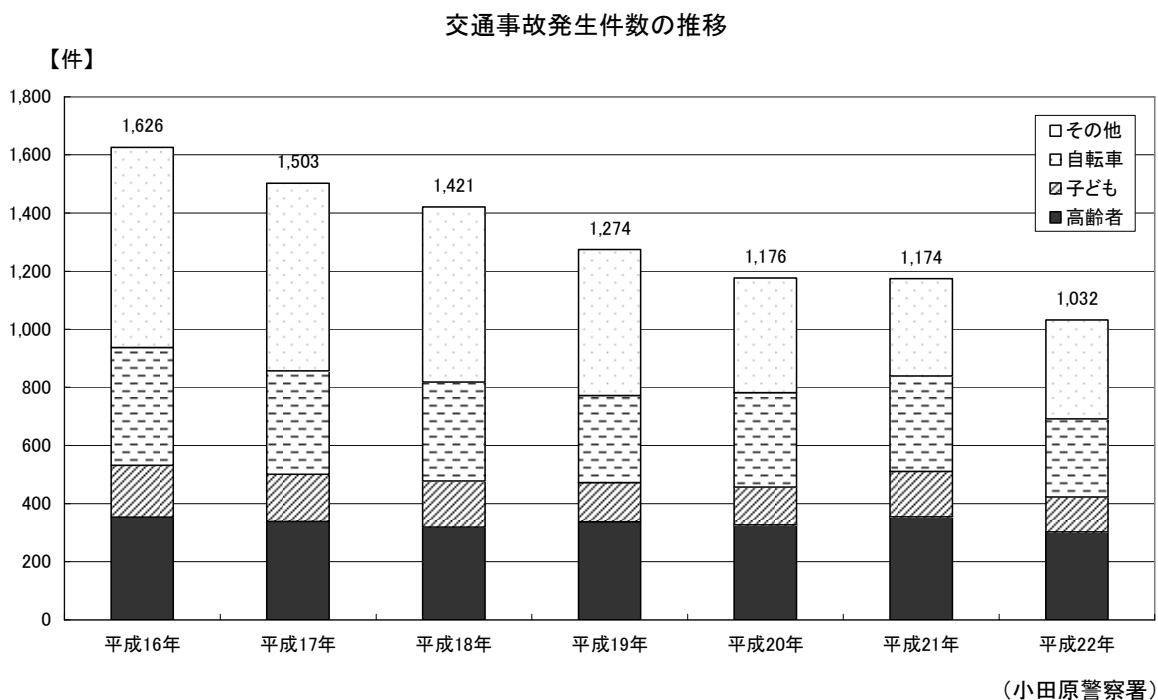
(神奈川県衛生統計年報)

7 安全・安心

本市で発生した刑法犯認知件数は年々減少しており、特に全体の約73%を占める窃盗犯の件数が大幅に減少しています。



交通事故発生件数は、全体としては減少傾向にありますが、高齢者、子ども、あるいは自転車による事故を見てみると増減を繰り返している状況です。



8 地域における福祉課題

(1) 人々のつながりや関わりの希薄化

- ① 近所付き合いの減少
- ② 助け合い意識の希薄化
- ③ 地域のなかでの一体感の減少
- ④ 活動に熱心な市民と無関心な市民の二極化現象
- ⑤ 個人情報保護法への過剰反応による、高齢者や障がい者など家庭の事情を知られたくない人の増加

(2) 地域における協力体制の低下

- ① 地域団体の業務量が増加
- ② 地域活動に対する負担感の増加
- ③ 地域団体への加入者の減少
- ④ 地域活動の担い手不足
- ⑤ 地域団体の活動の低下

(3) 相談、交流の場に対するニーズの多様化

- ① 身近な所での交流、相談できる場
- ② 子どもや障がい者、高齢者など多様な人々が交流できる場
- ③ 同じ悩みを持つ人々が気軽に交流できる場
- ④ 既存資源を活用した地域拠点
- ⑤ 総合的・専門的な相談体制

(4) 地域における団体の活動や連携のあり方

- ① 自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などの役割分担と連携強化
- ② 地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センターなど相談拠点の連携方策

(5) 公的福祉制度に当てはまらない要望などニーズの多様化

- ① 買い物や外出の付き添い、ゴミ出しなど生活支援に対するニーズの増加
- ② ひきこもり、虐待などの発生

- ③ 高齢者や障がい者などで地域とつながるきっかけを失っている人の孤立
- ④ 公的福祉制度に当てはまらない人への対応

(6) 支援が必要な人の生活不安

- ① 高齢者や障がい者などを抱える家族の災害時の対応の不安
- ② 地域における災害時の支援体制の不安
- ③ 個人情報保護法の施行に伴う災害時要援護者の情報把握の困難
- ④ 高齢者や障がい者の犯罪被害に対する不安
- ⑤ 差別や虐待などへの不安

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

ケアタウン構想の基本理念である

「いのちを大切にするケアタウンおだわら」

を本計画の基本理念とします。

2 基本目標

第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想には「まちづくりの目標」の1つとして「いのちを大切にするおだわら」が掲げられており、「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」を目指すこととしています。また、ケアタウン構想では次の3つが基本目標として掲げられています。

- ① 市民一人ひとりが地域福祉を「自分自身の問題」と捉え、主体的に行動するまち
- ② 市民、事業者、行政等が協力して支援する体制が整備され、誰もが安心して暮らせるまち
- ③ 市民一人ひとりが、自分にあったサービスを受けられるまち

これらを踏まえて、本計画では、

「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」

を目標に掲げることとします。

○第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想より抜粋

まちづくりの目標

(1) いのちを大切にする小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

3 基本方針

(1) 総合的な相談支援体制の整備

制度や施策の縦割りが地域の生活課題に対して横断的に取り組みづらい状況をつくることがあります。市民の問題をそれぞれの状況に即して具体的に対応する地域福祉の現場では、地域での連携や横断的な取り組みが不可欠です。そこで、地域住民に身近な生活課題に対して迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携を強化し、市民が抱えるさまざまな相談に迅速かつ柔軟に対応できる仕組みをつくります。

そして、地域福祉を推進するうえでは、弱い立場に置かれがちな人の権利が尊重され、守られることが基本となります。しかし、現実には、さまざまな差別や、子ども・障がい者・高齢者などへの虐待、ドメスティック・バイオレンス（配偶者などからの暴力）、高齢者や判断能力が十分ではない人などの消費者被害など、権利が侵害されている事例が増えてきているのが実情です。誰もが安心して心豊かに暮らしていくために、弱い立場に置かれがちな人たちの権利擁護について、地域と行政が連携して支援します。

また、困っていても誰かに助けを求めたり、関係機関などに相談に行ったりすることができない人もいます。あるいは、制度と制度、組織と組織などの狭間から抜け落ちてしまう人もいるかも知れません。そうした人たちの現状をよく理解し、適切な支援に結びつけることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、さまざまな機会を捉えてニーズ把握に努めます。

(2) 地域支え合い体制づくりの推進

「いのちを大切に作るケアタウンおだわら」の前提となるのは、身近な地域で支え合う力です。そして、誰もが安心していきいきと暮らせる社会を地域全体でつくり、守っていくことが必要です。また、関係団体などの個々の取り組みがつながることで、課題が解決できたり、よりよい取り組みが生まれたりするなどの効果が期待できます。そこで、身近な地域で関係団体などが連携し、地域の課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。

そして、人や情報、事業者、さらには個々の取り組みなど、地域福祉を支えるさまざまな資源をつなげる人材を確保し、地域福祉のコーディネーターとして地域内で活躍してもらうことは、地域福祉を効果的・効率的に推進するうえで、非常に重要な要素となります。そこで、地域福祉に関するさまざまな団体の担い手育成をはじめ、多くの人々が福祉に関して学ぶ機会を設けるなど積極的

な人材育成に努めます。

また、地域福祉活動を推進する役割を担う社会福祉協議会や、地域の見守り役として常に住民の立場に立って活動している民生委員児童委員など、それぞれの地域において行政と連携した取組を展開してきました。今後は、さらに連携を強化し、地域の実情に合った取組を進めるとともに、福祉事業者などとも連携を図りながら、それぞれの担い手が存分に力を発揮できる仕組みをつくり
ます。

(3) 地域の生活基盤の整備

すべての市民が安全かつ安心して住み、活動することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、公共施設などの生活環境の整備や、公共交通などの移動手段の確保・充実に努めます。

また、生きがいをもって暮らすためには、地域の資源を生かしたレクリエーションや交流イベントなどを実施することにより、社会参加の場や機会を増やすことが必要です。そこで、誰もが参加しやすい条件や参加を支援する仕組みをつくりま

す。そして、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、子どもから高齢者まで、また障がいがある人もない人も誰もが助け合いながら、協力し合って生活する仕組みが必要です。そこで、公的な支援の対象とならない生活上のちょっとした困り事を地域内の助け合いで解決する仕組みをつくり
ます。

あらゆる活動の源は「健康」であると言っても過言ではありません。健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に意識をもって取り組んでいく必要があります、年々市民の健康志向も高まりつつあります。そこで、「自らの健康は自らが守る」といった健康に対する意識をさらに醸成し、体力の増強・心の健康に取り組むとともに、食を通じた健康づくりにも取り組みます。さらに、病気の早期発見、早期治療に向けた予防対策に努め、市民の主体的な健康づくりを促進
します。

また、地域で安心して暮らすための課題として、子どもに対する犯罪や高齢者を狙った詐欺事件、あるいは災害への対策など、地域での防犯・防災対策の充実が望まれています。このため、子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るための対策を地域ぐるみで進めます。

4 計画の体系

本計画の基本理念・基本目標に即し、かつケアタウン構想を積極的に推進するための取り組みの体系は次のとおりです。

基本目標：「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」

基本方針	施策	事業
1 <u>総合的な相談支援体制の整備</u>	1 <u>横断的な地域ケア体制の整備</u>	1 地域における包括的な支援体制の充実
		2 相談体制の強化
		3 総合的な福祉の拠点づくり
	2 <u>権利擁護の充実</u>	1 権利擁護の普及促進
		2 社会的孤立者への対策の推進
		3 虐待対策の推進
	3 <u>ニーズ把握の強化</u>	1 <u>情報共有の推進</u>
		2 <u>緊急時対応体制の構築</u>
		3 <u>訪問型の支援活動の推進</u>
2 <u>地域支え合い体制づくりの推進</u>	1 <u>地域福祉活動の促進</u>	1 <u>地域支え合いネットワークの強化</u>
		2 団体活動の促進
		3 地域コミュニティの拠点づくり
	2 <u>地域福祉を担う人づくり</u>	1 人材教育の推進
		2 福祉教育の推進
		3 <u>地域人材の活用促進</u>
	3 <u>関係機関との連携強化</u>	1 <u>社会福祉協議会との連携</u>
		2 <u>民生委員児童委員活動への支援</u>
		3 <u>福祉事業者との連携</u>
3 <u>地域の生活基盤の整備</u>	1 <u>自立した生活を支える環境の整備</u>	1 公共施設などのバリアフリー化の推進
		2 生きがいつくりと社会参加の促進
		3 生活応援隊事業の推進
	2 <u>主体的な健康づくりの推進</u>	1 地域ぐるみでの健康づくりの推進
		2 <u>食育の推進</u>
		3 <u>健康管理の促進</u>
	3 <u>安全・安心のための環境の整備</u>	1 災害時における要援護者への支援
		2 <u>地域防犯体制の強化</u>
		3 <u>交通安全対策の充実</u>

第4章 重点的に取り組む施策

本計画の基本理念である「いのちを大切にするケアタウンおだわら」のもと、「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」を実現するため、計画期間内に重点的に取り組む施策を設定し、ケアタウン構想を強力に推進します。

1 地域福祉を支える団体などのネットワークづくり

(1) 地域福祉に関わる組織・団体間の連携強化

高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭などを地域全体で支援するためには、さまざまな関係団体が地域単位でつながることが大切です。そこで、身近な地域単位で市民や関係団体などが連携し、支援を要する人の把握や、支え合いのためのネットワークづくりに取り組みます。

- ① 地域活動団体による情報交換や交流のできる場づくり
- ② 地域、学校、福祉事業所など地域を取り巻く多様な組織・団体の連携強化
- ③ 社会福祉協議会を核とした地域福祉の推進体制づくり
- ④ 福祉関係者によるネットワーク会議の推進（地域ケアタウン会議）

(2) 相談体制の充実

地域で生活していくうえで、生活や福祉に関わるさまざまな問題を抱える住民のために、市役所や社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、障害者サポートセンターなどに相談窓口が設けられています。また、地域には民生委員児童委員をはじめ古くから地域を支えている各種団体の役員などが身近な相談窓口としての役割を果たしてきました。

しかし、社会経済環境の変化に伴い、住民が抱える問題も複雑・多様化するなか、より身近な場所での相談や、専門性が求められる相談、複数の機関が連携して対応する必要がある相談など、さらなる相談体制の充実が求められています。

そこで、地域包括支援センターなどの行政機関や社会福祉協議会、その他の民間の相談機関が連携し、地域の相談窓口をバックアップする体制を整え、地域住民が気軽に安心して相談できる仕組みをつくります。

- ① 生活や福祉に関する制度やサービスについての情報提供
- ② 相談や情報交換などの機能を備えた地域拠点の設置
- ③ 専門相談員の確保
- ④ 戸別訪問による相談支援の実施

2 地域福祉活動の拠点づくり

(1) 地区自治会連合会の区域を単位とした拠点づくり

地域で暮らす人たちが日常的にふれあい、交流していくためには、身近な地域において、さまざまな機能を持った拠点づくりが必要です。そのため、地区自治会連合会の区域を単位として、地域の人たちが必要とする機能を備えた拠点を確保します。

ここでは、次の機能を備えた場づくりを進めていきます。

- ① 話し合いの場
- ② 情報交換の場
- ③ ふれあいの場
- ④ 相談の場
- ⑤ 学びの場

(2) 地域にある既存施設の活用

地域のコミュニティ活動に利用できる施設としては、公共施設をはじめ地区公民館、学校、空き店舗などが考えられます。これらの施設を地域福祉の拠点として利用できるよう、拠点の運営や管理方法などの仕組みを検討し、さまざまな施設を有効に活用します。

- ① 地域センターなどの公共施設を活用した場づくり
- ② 地区公民館を活用した場づくり
- ③ 福祉施設などの一部を活用した場づくり
- ④ 小・中学校の余裕教室を活用した場づくり
- ⑤ 民家・店舗などを活用した場づくり

3 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉活動を担う人材の発掘・育成

地域のなかで住民同士が支え合い、助け合いながら日常生活を送るためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として育っていく仕組みをつくる必要があります。

地域にはさまざまな能力や特技、知識、経験などを持つ人、あるいは他の人のために活動してくれる人、そして退職後の元気な高齢者などがいます。このような人を発掘し、地域の福祉活動を担う人材として活躍してもらうことが求められています。

あわせて、未来を担う子どもたちを、地域の担い手として育っていく仕組みが必要です。

そこで、地域活動の活発化を図るとともに、人、活動、情報などをつないでくれるコーディネーター(地域福祉コーディネーター)を養成します。

- ① ボランティアを養成するプログラムの推進
- ② 子どもへの福祉教育などの実施
- ③ 人材、活動などをつなぐコーディネーター(地域福祉コーディネーター)の養成

(2) 地域福祉活動に多くの人が参加・参画する仕組みづくり

地域のお祭りやイベント、コミュニティ活動、環境美化活動、見守り活動など、地域に根づいた活動に、さらに多くの人が参加していくためには、高齢者や子ども、若者、さらには障がい者などすべての人が参加しやすい環境をつくっていくことが必要です。また、地域活動を継続していくためには、多くの人が準備段階から参画する仕組みをつくることが大切です。

こうした活動を地域福祉につなげていくために、生活のあらゆる分野に地域福祉の視点を持って活動を進めていくよう努めます。

- ① 誰もが参加しやすい地域活動の場づくり
- ② 子どもから高齢者まで、世代を越えた交流の促進
- ③ 障がい者やその事業所と地域との地域内交流の促進

4 災害時要援護者対策の仕組みづくり

東海地震、神奈川県西部地震の切迫性が指摘されるなか、地震対策はもとより、津波被害についても十分な対策を講じる必要があります。さらに、激しい気候変動がもたらす台風や集中豪雨により、洪水や土砂災害への備えも重要です。

そこで、行政機関や各種団体が相互に連携し、地震や津波、風水害などの時に、支援を要する人に対して迅速な支援が行えるよう、小田原市災害時要援護者支援マニュアルに基づき、災害時要援護者の支援体制を整備します。

- ① 要援護者の把握のための災害時要援護者所在マップの整備
- ② 情報伝達手段や避難誘導體制の確立
- ③ 災害発生時の安否確認に備えた日常の見守り活動などの実施

第5章 計画の取り組み内容

基本方針1 総合的な相談支援体制の整備

施策1 横断的な地域ケア体制の整備

【地域での取り組み】

○生活上のさまざまな困りごとや課題解決に向けて、公的なサービスや地域福祉活動などが連携し、効果的に支援できる総合的な仕組みをつくりましょう。

【具体的には】

- ・ 高齢者や障がい者を地域で支える仕組みや環境をつくりましょう。
- ・ ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者など孤立しがちな人を地域全体で見守りましょう。
- ・ 地域住民が共に子どもたちを見守りましょう。
- ・ 子育て中の保護者が楽しく育児に取り組めるよう地域全体で支え合いましょう。
- ・ 子ども、高齢者、障がい者など誰もが交流できる心の温かい機会を地域でつくりましょう。

【行政の取り組み】

(1) 地域における包括的な支援体制の充実……………重点施策 1

- ・ 高齢者に対する支援を包括的に行う地域包括支援センターを運営します。
- ・ ボランティア活動をはじめとした各種団体の活動拠点を確保し、地域における社会福祉活動を支援します。
- ・ 市域を越えた広域的な連携により、障がい者への情報提供、相談・就労支援事業を実施します。
- ・ 地域での子育て意識の醸成や子育て支援の仕組みづくりを支援します。

(2) 相談体制の強化……………重点施策 1

- ・ 「子育て支援センター」や「地域育児センター」、地域における「子育てサークル」などを活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進するとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制を拡大します。
- ・ 市の子ども相談窓口を中心として、関係機関との連携のもとに、さまざまな相談に適切に対応できるよう体制を整備します。
- ・ 障がい者やその家族、地域の支援者などが相談できる窓口の充実を図ります。

(3) 総合的な福祉の拠点づくり

- ・ 老朽化した社会福祉センターに代わる新たな社会福祉施設の整備を進めます。

施策2 権利擁護の充実

【地域での取り組み】

- 誰もが自分らしく暮らすための権利擁護のための支援や虐待防止の取り組みを、関係機関や団体などと連携し、みんなで協力しながら進めましょう。
- 自分の力では解決できないような困難な問題が発生したときには、行政などの関係機関に相談しましょう。

【具体的には】

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、子育て中の保護者などに気を配り、声掛けや訪問を通じて見守りましょう。
- ・サロンやお茶飲み会、体操教室などを身近な地域ごとに実施し、家に閉じこもりがちな高齢者にも参加を呼び掛けましょう。
- ・地域住民が地域の情報を共有し、心配事や困ったことがあった場合には、速やかに関係機関などに連絡しましょう。

【行政の取り組み】

(1) 権利擁護の普及促進

- ・ 成年後見制度を利用するための支援を行います。
- ・ 市民後見人を養成するための仕組みづくりを進めます。

(2) 社会的孤立者への対策の推進

- ・ 緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与します。

(3) 虐待対策の推進

- ・ 支援を必要とする人へ訪問、助言、指導などを行います。
- ・ 児童や高齢者、障がい者などに対する虐待の相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応します。
- ・ 高齢者虐待の予防や早期発見のためのネットワークをつくります。
- ・ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の観点から、虐待に対する意識の醸成に努めます。

施策3 ニーズ把握の強化

【地域での取り組み】

- 地域で困っている人がいた場合、行政や民生委員児童委員、あるいは関係機関などに速やかに伝えましょう。
- 潜在化しがちな生活上での困りごとを早期に発見できるよう、顔の見える地域づくりに心掛けましょう。

【具体的には】

- 地域で困っている人がいた場合は、相談窓口を教えたり、関係機関などに連絡してあげたりしましょう。
- 民生委員児童委員など地域福祉を支える方々と日頃から交流を図り、いざという時の体制をつくっておきましょう。
- 隣近所における些細な変化に気がつくよう、日頃から顔の見える関係を築いておきましょう。
- 地域福祉に関心を持ち、自分の思いや考えを進んで伝えるよう努めましょう。

【行政の取り組み】

(1) 情報共有の推進 ……………重点施策 1

- ・ 民生委員児童委員などとの連携により、福祉サービスを必要とする人の把握と関係機関との情報共有に努めます。
- ・ 福祉サービスや地域団体の活動など、地域福祉に関する情報提供を行います。
- ・ 地域福祉を支援する行政機関などに関する情報提供を行います。

(2) 緊急時対応体制の構築

- ・ 保健福祉関係者間の連携促進によるネットワークの構築を図ります。
- ・ 救急搬送時などに備え、救急要請カードの普及を進めます。

(3) 訪問型の相談支援活動の推進

- ・ 心身の健康に関する個別相談や訪問指導を行います。
- ・ 乳児がいる家庭を訪問することにより、家庭における子育てを支援します。
- ・ 専門的な支援が必要な高齢者や障がい者などに対し、訪問による調査・指導などを行います。

基本方針 2 地域支え合い体制づくりの推進

施策 1 地域福祉活動の促進

【地域での取り組み】

- 身近な地域の人々が、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らせるまちをつくるため、自分にできることは何かを考え、できることから行動してみましょう。
- 日常生活のさまざまな困りごとを、多くの人の力をつなぐことで解決する地域コミュニティの仕組みを充実しましょう。
- 地域で安心して心豊かに暮らしていくために必要な情報を、さまざまな人たちに伝えていくよう、人と人とのつながりを生かして取り組みましょう。
- さまざまな年齢層、生活様式、関心事などに対応し得る多様な地域福祉活動を展開し、参加の呼び掛けやきっかけづくりを行いましょ。
- 地域福祉活動の拠点や活動のために必要な財源や資材などを、地域資源を生かして確保していきましょう。

【具体的には】

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に声掛けを行うなど地域で見守りましょう。
- ・子育て中の保護者や高齢者、障がい者など支援の必要な人などを地域全体で支え合いましょ。
- ・子育て中の保護者や、高齢者や障がい者の家族介護者など、同じ悩みを持つ人が集い、情報交換や悩みごと相談ができる場を身近な地域でつくりましょ。
- ・ボランティア活動の担い手の発掘と育成に努めましょ。
- ・情報入手が困難な人を地域で支援し、生活に必要な情報を人と人とのつながりによって伝え合いましょ。
- ・子どもから高齢者まで、誰もが集える交流の場や機会を積極的につくりましょ。
- ・あいさつ運動などにより、地域内での顔見知りを増やましょ。
- ・自治会や子ども会、老人会などの団体間の連携を強めましょ。

【行政の取り組み】

- (1) 地域支え合いネットワークの強化……………**重点施策 1**
- ・ 地域福祉を支える関係者によるネットワーク会議（地域ケアタウン会議）を開催し、地域の課題を地域で解決する仕組みをつくります。
- (2) 団体活動の促進……………**重点施策 1. 3**
- ・ 地域福祉に関する活動を自主的・主体的に行う団体を支援します。
 - ・ ボランティア精神などボランティアに関する知識を啓発し、福祉活動への市民参加を促します。
- (3) 地域コミュニティの拠点づくり……………**重点施策 1. 2**
- ・ 地域住民の交流や話し合い、学び、相談など、さまざまな機能を備えた身近な拠点を自治会や商店街などと連携して確保します。
 - ・ 地域固有の課題を解決するための場づくりを支援します。
 - ・ 世代間交流や地域内交流など多様な交流を促進します。

施策2 地域福祉を担う人づくり

【地域での取り組み】

- 地域福祉を理解するための学習や情報交換を、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな機会を活用して行いましょう。
- 福祉の仕事に就く人を増やしていくよう、みんなで支援しましょう。
- 「いのちを大切に作るケアタウンおだわら」を実現するために、地域における話し合いや連携の場をつくり、多くの地域住民の参加を呼び掛けましょう。

【具体的には】

- ・障がい者と交流する機会をつくり、障がい者に対する理解を深めましょう。
- ・認知症を理解する講習会などに参加しましょう。
- ・地域で勉強会などを開催し、福祉に対する理解を深めましょう。
- ・地域活動に中学生や高校生などの力を生かしましょう。
- ・身近な地域で住民が顔の見える関係をつくり、隣近所の人をさりげなく気に掛けましょう。

【行政の取り組み】

(1) 人材教育の推進……………重点施策3

- ・ 民生委員児童委員や地区社会福祉協議会の活動を補完する新たな地域の担い手の育成を支援します。
- ・ 地域における青少年育成団体の活動を支援します。

(2) 福祉教育の推進

- ・ 小・中学校での福祉教育を促進します。
- ・ 地域で自主的に行う福祉教育を支援します。
- ・ ノーマライゼーション理念の普及啓発を進めます。
- ・ 認知症サポーター養成講座を実施します。

(3) 地域人材の活用促進

- ・ 福祉に関する専門的な知識や経験を持つ地域の人材を掘り起こし、地域で活躍してもらうための取組を支援します。
- ・ 地域福祉の資源となる人、活動、情報などをつないでくれるコーディネーター（地域福祉コーディネーター）を養成します。

施策3 関係機関との連携強化

【地域での取り組み】

○地域の課題を地域自らが解決する仕組みづくりに取り組みましょう。

○地域住民一人ひとりが地域福祉を自分事として捉え、主体的に行動しましよ
う。

【具体的には】

- 地区社会福祉協議会の取組をよく理解し、地域福祉活動に積極的に参加
しましょう。
- 福祉に関する講習会や研修会に参加し、自らの能力のレベルアップに努
め、それを地域福祉の推進のために生かしましょう。

【行政の取り組み】

(1) 社会福祉協議会との連携

- 社会福祉協議会との連携を強め、さらなる地域福祉の推進を図ります。
- 地域福祉活動の点検・評価を実施するなど、社会福祉協議会の機能強化を図ります。

(2) 民生委員児童委員活動への支援

- 民生委員児童委員の活動を支援するため、各種研修の充実を図ります。
- 民生委員児童委員協議会を設置・運営し、より充実した地域福祉活動の推進を図ります。

(3) 福祉事業者との連携

- 市民や地域、事業者、行政など地域福祉の担い手が、役割と責任を分かち合い、協力し合いながら存分に力を発揮できる仕組みをつくります。

基本方針3 地域の生活基盤の整備

施策1 自立した生活を支える環境の整備

【地域での取り組み】

- 誰もが地域で安心して暮らし続けるために、自立した生活ができる住まい方を工夫しましょう。
- 道路や建築物などのハード面の整備だけでなく、マナーや思いやりなどのソフト面での配慮も合わせながら、誰もが生活しやすい環境づくりを進めましょう。
- 誰もが生きがいをもって暮らせるよう、地域活動や就労など社会参加の場を増やしていきましょう。

【具体的には】

- ・支援を必要とする人の行動を地域で支え、日常行動や地域活動への参加が安全にできるよう配慮しましょう。
- ・地域行事などに高齢者や障がい者など支援を必要とする人が参加しやすいよう行事内容を工夫し、参加への声掛けを行いましょ。
- ・子ども会や子育てサークルと老人会などが連携し、昔遊びや昔話など高齢者が持つ経験やノウハウを地域資源として生かしましょう。
- ・筋力トレーニングや健康教室、サロン活動など同世代の人が集う場への積極的な参加を高齢者に促しましょう。

【行政の取り組み】

(1) 公共施設などのバリアフリー化の推進

- ・ 道路や公園をはじめ各種公共施設のバリアフリー化を点検し、施設の改善に努めます。
- ・ 各種情報やサービス、その前提となる意識についてのユニバーサルデザインを進めます。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進……………重点施策1. 3

- ・ 高齢者の社会参加に向けた主体的な活動を促進します。
- ・ 高齢者が就業の機会を確保することを支援します。
- ・ 高齢者団体の健康づくりや技能訓練、学習や趣味、レクリエーション活動の場を提供します。
- ・ 障がい者関係団体と連携して各種イベントなどを開催します。
- ・ 手話通訳者を派遣するなど、障がい者のコミュニケーションを支援します。
- ・ 地域活動支援センターを通じて、創作的活動などの機会の提供や社会との交流の促進を図ります。

(3) 生活応援隊事業の推進……………重点施策3

- ・ 地域福祉の新たな担い手を掘り起こし、高齢者や障がい者などの身近な生活課題の解決に向けた取り組みを進めます。

施策2 主体的な健康づくりの推進

【地域での取り組み】

- 市民一人ひとりが元気に暮らすことができるよう、心と身体の健康づくりに積極的に取り組みましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識を持って、自らの健康チェックを行い、食事や生活様式などに気を配りましょう。
- 生活習慣病などの早期発見と早期指導に向け、健康診断やがん検診、保健指導などを受診しましょう。

【具体的には】

- ・高齢者も気軽に参加できるよう、市民体操やラジオ体操などの軽い体操を行う場を身近なところでつくり、みんなで声を掛けあって参加しましょう。
- ・体力によって選べるウォーキングコースを地域内で設定し、マップをつくるなどして地域住民に周知しましょう。
- ・料理教室や栄養教室などを開催するなど、健康管理に関する知識を身につけましょう。
- ・健康カレンダーなどを活用し、各種健康診断や健康診査、予防接種などを受けるようにしましょう。
- ・「かかりつけ医」を決め、その情報を緊急時に家族や第三者が活用できるよう見つけやすい場所に備えておきましょう。

【行政の取り組み】

(1) 地域ぐるみでの健康づくりの推進

- ・ 小さな地域ごとに健康体操や筋力トレーニングなどに取り組み、気軽に楽しく参加できる場をつくります。
- ・ 地域で健康づくりに取り組むボランティアを養成し、その活動を支援します。
- ・ 心の健康に関する知識の普及啓発や人材育成など、自殺予防に取り組みます。

(2) 食育の推進

- ・ 「食」に対する正しい知識や判断力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう促します。
- ・ 地産地消を促進し、生産から消費まで顔の見える安心・安全な小田原の食文化を継承します。

(3) 健康管理の促進

- ・ 保健師などによる地域での健康相談の充実を図ります。
- ・ 健康や疾病予防の啓発イベントを行います。
- ・ 健康カレンダーを配布するなど健康情報の周知を行います。
- ・ 乳幼児、女性、高齢者への予防接種を行います。
- ・ 健康診査、がん検診、保健指導を行います。

施策3 安全・安心のための環境の整備

【地域での取り組み】

- 災害などの緊急時に、地域で支え合う仕組みづくりを進めましょう。
- 詐欺や空き巣など犯罪に対する備えを整えましょう。
- 高齢者や子どもなどを交通事故から守りましょう。

【具体的には】

- ・多くの地域住民が参加しての実践的な防災訓練を実施しましょう。
- ・防災用資機材の整備・点検を行い、定期的に使い方を練習しておきましょう。
- ・日頃からの近所付き合いを大切にし、災害時における要援護者の把握に努めましょう。
- ・災害時の備えや災害時の避難方法・場所などについて、地域で情報を共有しましょう。
- ・災害時要援護者に対する安否確認や避難誘導などについて地域で対策を考えましょう。
- ・中学生や高校生、消防団OB、防災リーダー経験者、地元企業など災害時に機動的に動ける人材の確保に努め、災害対応の仕組みをつくっておきましょう。
- ・地域団体が連携し、効果的に防犯パトロールを実施しましょう。
- ・警察などと連携し、防犯に関する情報を地域住民が共有しましょう。
- ・自治会、老人会、PTAのほか、地域住民の協力のもと登下校時の児童・生徒の見守り活動を行いましょう。
- ・あいさつ運動などにより、顔の見える地域の関係づくりに努めましょう。
- ・玄関灯の点灯を呼び掛けたり、研修会を実施したりするなど「地域のことは地域で守る」といった意識を醸成しましょう。
- ・高齢者が振り込め詐欺などの被害にあわないよう、地域ぐるみで情報提供や声掛け、見守りを行いましょう。
- ・児童や高齢者をはじめ地域住民を対象とした交通安全教室を実施しましょう。
- ・交通事故が起りやすい箇所を点検し、地域内で注意を呼び掛けましょう。

【行政の取り組み】

(1) 災害時における要援護者への支援……………重点施策 4

- ・ 防災意識の高揚を図ります。
- ・ 災害時における要援護者を交えた訓練を実施します。
- ・ 災害時における要援護者の所在マップを適時更新し、地域防災関係者との情報共有を図ります。
- ・ 災害時要援護者支援マニュアルの随時見直しを図ります。

(2) 地域防犯体制の強化

- ・ 自治会における防犯灯の整備を支援します。
- ・ 地域住民による主体的な防犯活動を支援します。
- ・ 防犯キャンペーンや防犯教室などにより防犯意識の高揚と普及を図ります。
- ・ 防犯に関する情報を提供します。
- ・ 消費生活に関するトラブルに巻き込まれないよう、消費者啓発や情報提供を行います。

(3) 交通安全対策の充実

- ・ 街頭指導や交通安全教室を行い、交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。
- ・ 交通安全に関する情報を提供します。

第6章 計画の推進体制

地域における生活課題が多様化、複雑化、重度化していくなかで、今後地域福祉を推進していくためには、市民や事業者、行政などが今まで以上に連携を強化するとともに、新たな担い手の発掘に取り組んでいく必要があります。

そして、市民やボランティア、NPO、事業者などの多様な主体が情報を共有し、行政と対等の立場で共通の目標に向かって連携し、それぞれの役割を果たしながら本計画に取り組むことが重要です。

1 地域における推進体制

地区自治会連合会の区域を単位として組織する地区社会福祉協議会を中心に、本計画の推進に向けた区域内で暮らす住民の積極的な参加を促します。また、地区社会福祉協議会は、地域の自治会、民生委員児童委員、ボランティアなどと連携を強化し、地域全体が一体となって地域福祉活動を推進していくことが重要であり、その体制づくりに、市は積極的に支援します。

2 市民、ボランティア、NPO、事業者などの役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会を構成する一員であることの自覚を持つことが大切です。そして、地域福祉の担い手としてボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参加するなどの行動が求められています。

また事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。さらに、市民の地域福祉への参加支援や、福祉に根ざしたまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を効果的に推進するためには、市民をはじめボランティア、NPO、事業者などさまざまな主体による自主的な取り組みと、それらが協働した取り組みが重要です。

特に、地域のニーズ把握や、支え合い・助け合いの活動、そしてこれらの担い手となる人づくりなどは、地域に存在する多くの力を結集し、地域運営の仕組みとしてつくり上げていく必要があります。

3 行政の役割

行政には、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、地域福祉を推進する関係機関や団体などと連携を図るとともに、行政内部においては、関係各課と連携を図り、地域において横断的に施策が推進されるよう努めます。

さらに、総合的な相談体制の構築、地域福祉の活動拠点の確保、各種の情報提供の充実など地域福祉の基礎となる機能の強化に努めます。

4 社会福祉協議会との連携

平成 12（2000）年の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。そのため、社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を地域に密着しながら行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画の各分野で市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

本計画と市社会福祉協議会が策定する小田原市地域福祉活動計画とが相互に連携し、本計画に掲げた各施策を推進します。

5 県との連携

総合的かつ効果的に地域福祉に関する施策を推進するため、県や近隣市町との連携を図ります。

資料編

1 計画策定の経緯

本計画は、ケアタウン構想の実現に向けた事業の総合的かつ効果的な推進を図るために設置したケアタウン構想推進会議において審議し、作成しました。

実施項目	実施日	内 容
第1回会議	平成23年5月24日	<ul style="list-style-type: none">・ 総合計画、地域別計画、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画、その他の福祉関係の計画との関係について整理・ 今後の策定スケジュールについて確認
第2回会議	8月29日	<ul style="list-style-type: none">・ 計画骨子案について意見交換
第3回会議	10月27日	<ul style="list-style-type: none">・ 詳細施策を盛り込んだ計画素案について意見交換
議会報告	12月1日	<ul style="list-style-type: none">・ 小田原市議会厚生文教常任委員会において計画素案を報告
パブリックコメント	平成23年12月9日 ～平成24年1月10日	<ul style="list-style-type: none">・ 計画素案に対する市民意見を募集
第4回会議	平成24年1月27日	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントなどからの意見を反映して作成した計画案について意見交換
議会報告	2月21日	<ul style="list-style-type: none">・ 小田原市議会厚生文教常任委員会において最終報告

2 ケアタウン構想推進会議委員名簿

氏名	区分	団体名	備考
伊東 秀幸	学識経験者	田園調布学園大学社会福祉学科	委員長
酒 匂 守	団体推薦	小田原市社会福祉協議会	副委員長
加藤 信次	公募市民	一般市民	
木村 秀昭	団体推薦	小田原市自治会総連合	
近藤 匡	団体推薦	NPO法人小田原市障害者福祉協議会	
近藤 孫範	公募市民	一般市民	
下田 勝也	団体推薦	小田原市民生委員児童委員協議会	
時田 純	団体推薦	小田原市社会福祉法人経営者協議会	
中村 美安子	行政関係者	神奈川県立保健福祉大学 (前厚生労働省地域福祉課地域専門官)	
松原 宣孝	団体推薦	小田原市保育会 (西大友保育園長)	
箕輪 真理	公募市民	義務教育就学前の児童がいる保護者	
脇 正宏	団体推薦	地域包括支援センター職員 (第5地域包括支援センター)	

3 ケアタウン構想推進会議設置要綱

(設置)

第1条 ケアタウン構想推進モデル事業の進捗状況を踏まえてその検証を行うとともに、ケアタウン構想の推進について必要な事項を調査し、及び検討を行うことにより、ケアタウン構想の実現に向けた事業の総合的かつ効果的な推進を図るため、ケアタウン構想推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) ケアタウン構想推進モデル事業の検証
- (2) ケアタウン構想の推進に係る調査及び検討
- (3) 小田原市地域福祉計画の改定に係る調査及び検討
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に係る重要事項の調査及び検討

(組織)

第3条 推進会議の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 自治会関係者
- (4) 一般市民

2 構成員の人数は、12人以内とする。

(任期)

第4条 構成員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、構成員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、又は関係機関に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の事務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

4 用語説明

あ行

- N P O（エヌピーオー）

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体。

か行

- 介護保険制度

40歳以上の人が入会する保険であり、介護が必要な状況になっても、その人の能力に応じて自立した生活が営めるよう、保健・医療・福祉のサービスを一体的、総合的に利用できる社会保険制度。平成12年施行。

- 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源とするマグニチュード7クラスの地震で、発生の切迫性が指摘されている。

- 協働

行政、市民、事業所など地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。

- ケアタウン構想

「ケアタウン」とは、市民一人ひとりが、ともに支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるまちのこと。そして、高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政などが一体となって支える仕組みを「ケアタウン構想」と呼ぶ。

- 個人情報保護法

個人情報の取り扱いについての基本法則と民間の個人情報保護を定め、個人情報に関して本人の権利や利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者などに一定の義務を課す法律。正式名称を「個人情報の保護に関する法律」という。個人情報保護法では、個人情報を「生存する個人の情報で、特定の個人を識別できる情報」としている。

- 子育て支援センター

育児相談、育児情報の提供、子育てひろばの開催、子育てサークルへの支援、関係機関との連絡調整などを行う子育て拠点。

- コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。

さ行

- 災害時要援護者

災害時に避難や避難所での生活に困難を生じる人。

- 社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づく、地域福祉を中核的に推進する団体。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、住民参加の援助、調査・普及・宣伝・連絡調整及び助成などを行っている。

- 障がい者相談支援事業所

本市と足柄下郡3町の共同で、障がい者やその保護者を対象に相談事業を実施する施設。市内4ヶ所に設置。

- 食育（しょくいく）

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

- 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人が、契約などの法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて、補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

た行

- 地域育児センター

気軽に子育ての相談ができるよう、市内各地域の保育所などで行っている子育て支援事業のこと。しつけ、健康管理などの育児相談や、育児情報の提供、子育て中の家庭同士の交流など、身近で気軽に利用することができる。

●地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核的機関。主に介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの機能を持つ。

●地区社会福祉協議会

住民自身が、自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的に捉え、問題の解決に向けて一人ひとりが安心して暮らすことができる住みよい福祉のまちづくりに自発的に取り組むため、市内には自治会連合会単位に25の地区社会福祉協議会がある。

●地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

●超高齢社会

一般的に高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

●東海地震

駿河湾から静岡県中西部を震源とするマグニチュード8クラスの地震で、約100年から150年の間隔で発生している。

●ドメスティック・バイオレンス

配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去にあった者を含む）から受ける身体的、精神的、経済的、言語的な暴力及び虐待のこと。

な行

●認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態のこと。従来の「痴呆症」に替わる用語。

●ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通に生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが自然な状態であ

るという考え方。福祉の最も重要な理念。

は行

●パブリックコメント

市の基本的な政策などを決めようとするときに、あらかじめ案を公表し、市民などから意見や情報、専門知識の提出を求め、これを考慮して意思決定を行うもの。

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活を送っていくうえで障壁となるものを取り除くこと。道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものも含めたすべての障壁を無くし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会を目指すこと。

ま行

●民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき設置され、児童委員法により児童委員を兼ねることになっている。委員は市町村に設置された民生委員推薦会により選考され、都道府県知事の推薦を受けて、厚生労働大臣が委嘱する。常に地域に密着し、住民の立場に立って、地域の住民や関係機関と連携し、ボランティアとして自発的・主体的に、相談や情報提供、連絡通報、調整などの活動を行う。

や行

●ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者のため特別に仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた製品、建物、環境デザイン。

●要介護認定者

介護保険制度の要介護認定において、介護の必要性があると認定された人。